

(議会関係)

令和 7 年四條畷市議会 1 2 月定例議会

四條畷市議會議員の議員報酬及び費用弁償等に  
関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

# 四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

## 新旧対照表

新

### 第1条による改正

(期末手当)

第5条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において市議会議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

### 第2条による改正

(期末手当)

第5条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において市議会議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.  
5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

(期末手当)

第5条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において市議会議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

(期末手当)

第5条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において市議会議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

